別表Ⅸ⑵の表０９０⑵⑵の項を削り、同表１３３⑼④ウの次に次のように加える。

133　血管内手術用カテーテル ⑳　体温調節用カテーテル ②　体温管理型 （承認番号） 22800BZI00008000	平成28年9月1日から平成30年3月31日まで	89,100円

○海上保安庁告示第四十一号

航路標識の設置、廃止及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十八年八月三十一日

海上保安庁長官　中島　敏

名称　美保湾養殖いけす給餌施設灯
位置
所在地　境港中野東防波堤灯台（鳥取県境港市）の東南東方約四・〇キロメートル
北緯　三五―三一―一七
東経　一三三―一七―三三
灯質　モールス符号白光　毎八秒にU（・・―）
光度　実効光度四〇カンデラ
光達距離　四・〇海里
明弧　全度
高さ　平均水面上から灯火まで一九メートル
点灯年月日　平成二十八年七月二十九日
記事　一　附属施設　レーダー反射器
二　新日鉄住金エンジニアリング株式会社管理

名称　京浜川崎シーバース灯
位置
所在地　京浜港川崎区（横浜大黒防波堤東灯台の東北東方約五・七キロメートル）
北緯　三五―二八―〇二
東経　一三九―四六―〇五
撤去年月日　平成二十八年七月三十一日
記事　一時変更

名称　京浜川崎シーバース仮設灯浮標
位置
所在地　京浜港川崎区（横浜大黒防波堤東灯台の東北東方約五・七キロメートル）
北緯　三五―二八―〇二
東経　一三九―四六―〇五
灯質　モールス符号黄光　毎八秒にD（―・・）
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
光度　実効光度五四カンデラ
光達距離　四・五海里
点灯年月日　平成二十八年七月三十一日
記事　一　附属施設　レーダー反射器
二　東亜石油株式会社京浜製油所管理

名称　博多港中央ふ頭北灯浮標
位置
所在地　福岡県博多港第一区（博多港東防波堤灯台の南東方約七七〇メートル）
北緯　三三―三六―五一
東経　一三〇―一三三―一八
廃止年月日　平成二十八年八月一日

名称　余市港船だまり南防波堤灯台
位置
所在地　北海道余市港（船だまり南防波堤外端）
北緯　四三―一一―四一
東経　一四〇―四六―三九
廃止年月日　平成二十八年八月二日

人事異動

内閣府

内閣府特命担当大臣　山本　公一
内閣府特命担当大臣　金田　勝年
環境大臣　松野　博一
法務大臣　山本　有二
文部科学大臣　世耕　弘成
農林水産大臣　稲田　朋美
経済産業大臣　松本　純
防衛大臣　鶴保　庸介
国家公安委員会委員長
公害対策会議委員に任命する（各通）（八月十八日）

法務省

（高岡区検察庁副検事）副検事　今泉　貴之
さいたま区検察庁副検事に配置換する
（松本区検察庁副検事）同　西山　達成
高岡区検察庁副検事に配置換する（以上八月二十八日）

皇室事項

御見舞電報

天皇陛下は、イタリア国で発生した地震につき、八月二十六日同国大統領閣下へ御見舞電報を発せられた。

官庁報告

官庁事項

都市再生基本方針の一部変更について

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第14条第６項において準用する同条第１項の規定に基づき、「都市再生基本方針」（平成14年７月19日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

第一の１（災害に強い都市）中「集中豪雨」を「豪雨、洪水、高潮」に改める。

第二の２（関係者との連携）中「都市再生推進法人」の次に「等」を加える。

第二の２（都市のコンパクト化の推進等）中「育成と」を「育成」に改める。

第二の２（質の高い生活を確保するための諸機能の整備）中「積極的に推進する。」の次に「特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、今後、より高い水準のユニバーサルデザイン化や心のバリアフリーを進めていく。」を加える。

第二の２（魅力あるまちづくりの推進）中「観光地の形成」の次に「、宿泊容量の確保に向けた ホテル・旅館等の整備」を加える。

第二の２（災害に強いまちづくりの推進）中「をはじめとする」を「や、気候変動の影響により今後発生が懸念される極めて大規模な水害等の」に改め、「耐震性の向上」の次に「や浸水防止対策」を加える。

第二の３（国際競争力の強化のための環境整備）中「思い切った規制・制度改革」の次に「、民間都市開発事業に対する支援制度」を、「オフィス環境の整備」の次に「、国際的なビジネス環境及び生活環境の整備に必要な外国語対応の医療施設、新規事業の創出を促進する施設等の整備」を、「対策等を推進する。」の次に「その際、所有者や管理者等の関係者が連携して、歩行者空間の連続性を確保するなど、利用者にとってわかりやすく使いやすい空間整備を推進していくことが重要である。」を加え、「企業等の会議、企業の行う報奨・研修旅行、国際会議、イベント、展示会・見本市の総称」を「企業会議（Meeting）、企業の報奨・研修旅行（Incentive）、国際会議（Convention）、展示会・イベント（Exhibition／Event）の総称」に改める。

第二の３（災害に強いまちづくりの推進）中「首都直下地震」の次に「や極めて大規模な水害」を、「必要である。」の次に「その際、地域特性に応じた在り方を国、地方公共団体、民間企業等が共有し、対策を講じていくことが重要である。」を加える。

第二の３（都市間の連携と役割分担の強化）の見出しを「（都市間・都市内の相互連携と役割分担の強化）」に改め、同第二の３（都市間・都市内の相互連携と役割分担の強化）中「各都市」を「さらには、各都市内の拠点となるような地域間においても、それぞれ」に改める。

第二の３（集積のデメリットの抑制）中「高度化」の次に「、荷さばき施設の整備等による都市内物流の機能向上」を加える。